

総量削減義務と排出量取引制度における
GX-ETS 制度対象事業者の取扱いに関するガイドライン

2026（令和8）年4月

東京都環境局

目次

1.	本ガイドラインの位置づけ	2
(1)	ガイドライン策定の背景	2
(2)	本ガイドラインの目的	2
(3)	対象事業者および適用範囲	2
2.	義務重複の回避に関する基本的な考え方	3
(1)	GX 推進法における「条例との関係」に関する規定	3
(2)	C&T 制度における削減義務履行の考え方	3
1)	基準排出量に含まれる GX-ETS 制度対象事業者の Scope 1 排出量の算定方法	4
2)	年度排出量に含まれる GX-ETS 制度対象事業者の Scope 1 排出量の算定方法	5
3.	特定地球温暖化対策事業所の要件について	5
(1)	指定地球温暖化対策事業所の場合	6
(2)	特定地球温暖化対策事業所の場合	7
(3)	指定相当地球温暖化対策事業所となる場合の留意事項	8
4.	具体的な手続き	9
(1)	GX-ETS 制度対象排出量の報告及び原油換算エネルギー使用量の確認方法	9
1)	法対象直接排出量確認書の提出	9
2)	GX-ETS 制度対象排出量の検証について	9
(2)	指定相当地球温暖化対策事業所の指定等の手続き	9
1)	指定相当地球温暖化対策事業所の指定について	9
2)	指定相当地球温暖化対策事業所に該当した翌年度以降の確認について	10
3)	指定相当地球温暖化対策事業所の廃止等の場合	11
(3)	削減義務の履行における対応	11

1. 本ガイドラインの位置づけ

(1) ガイドライン策定の背景

東京都では、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）に基づき、都内大規模事業所に対し、排出総量削減義務を課す「東京都キャップ・アンド・トレード制度（以下「C&T 制度」という。）」を実施している。

一方、国においては、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正 GX 推進法」という。）」に基づき、排出量取引制度（以下「GX-ETS 制度」という。）が、令和 8 年度（2026 年度）から導入されている。

両制度は、排出量の算定・報告および削減義務の設定という共通の枠組みを有することから、同一の事業者が双方の制度の対象となる場合、削減義務等が重複するおそれがある。このため、東京都は、C&T 制度の実効性を維持しながら、削減義務の重複を回避するため、環境確保条例の改正を令和 7 年

12月に行い、令和8年4月から施行した。本ガイドラインはその具体的な運用方法を示すものである。

(2) 本ガイドラインの目的

GX-ETS 制度は、国全体の温室効果ガス排出量削減を推進するため、二酸化炭素の直接排出量（燃料の使用によって発生する排出量）が前年度までの3年度平均で10万トン以上の事業者を対象に、「事業者」単位で排出枠（C&T 制度のキャップに相当）を設定し、排出量取引を通じて削減を促す制度である。

一方、C&T 制度は、都内に設置された大規模事業所を対象に、都内の特定温室効果ガス排出量（燃料及び電気、熱の使用によって発生する排出量を対象としている。）を抑制することを目的として実施される制度であり、「事業所」単位での削減を基本としている。

このように、両制度は温室効果ガスの削減という目的は同じであるものの、対象範囲（全国・事業者単位／都内・事業所単位）が異なる。したがって、同一の排出源に対して国・都の両制度で義務が課される場合には、重複を避ける必要がある。

本ガイドラインは、GX-ETS 制度の対象事業者が都制度における特定地球温暖化対策事業者等に該当する場合において、両制度の義務が重複しないようにするための取扱い方針および手続きを明確化することを目的とする。

あわせて、事業者が円滑に手続きを進められるよう、報告・指定・義務履行に係る手順や提出様式を整理し、都制度における運用の統一を図るものである。

(3) 対象事業者および適用範囲

本ガイドラインは、以下のいずれかに該当する事業者を対象とし、令和8年度（2026年度）以降の排出量算定等に適用するものとする。

- ▶ GX-ETS 制度に基づく対象事業者であり、かつ、C&T 制度対象となる事業所を所有する者
- ▶ GX-ETS 制度に基づく対象事業者であり、かつ、C&T 制度対象となる事業所の全て又は一部を使用する者

2. 義務重複の回避に関する基本的な考え方

(1) GX 推進法における「条例との関係」に関する規定

GX-ETS 制度は、事業活動に伴う二酸化炭素の直接排出量の削減を義務化する制度である。

GX 推進法第 76 条においては、各自治体の条例に基づく GX-ETS 制度対象事業者に対する排出量削減の取組について、以下の規定を設けている。

第 76 条 この法律の規定は、地方公共団体が脱炭素成長型投資事業者(※)に対し、次に掲げる事項に関し条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

- 一 事業活動に伴う二酸化炭素の排出量の実績の報告に関する事項
- 二 事業活動に伴う他人から供給された電気又は熱を使用する場合における当該電気又は熱の供給に係る二酸化炭素の排出に関する事項

※脱炭素成長型投資事業者…GX-ETS 制度の対象事業者

本条の規定内容を整理すると、以下のとおり要約できる。

- 条例に基づき、GX-ETS 制度対象事業者の CO₂ 排出に関する目標や計画の策定・報告は可能である
- 事業活動に伴う電気または熱の供給に係る二酸化炭素排出について削減義務を課すことも可能である

このため、都の C&T 制度においては、毎年度 GX-ETS 制度対象事業者を含む事業所全体の排出量報告は引き続き求めるものとし、GX-ETS 制度対象事業者の事業活動に伴う直接排出量（以下「Scope 1 排出量」という。）を削減義務の対象から除外することとする。

(2) C&T 制度における削減義務履行の考え方

C&T 制度の対象事業所において、削減義務達成の確認に使用する「基準排出量」と「年度排出量」それぞれから、事業所内で排出される GX-ETS 制度対象事業者の Scope 1 排出量を除外することで、両制度の削減義務の重複を解消する。義務履行の考え方は以下に示すとおりである。

$((\text{基準排出量}-X) - (\text{年度排出量}-Y)) - \text{削減義務量} \geq 0$ の場合、削減義務を達成

※削減義務量：(基準排出量 - X) × 削減義務率

※X：基準排出量に含まれる GX-ETS 制度対象事業者の Scope 1 排出量

※Y：年度排出量に含まれる GX-ETS 制度対象事業者の Scope 1 排出量



図 GX-ETS 制度対象事業者の Scope 1 排出量を除外した場合の基準排出量と年度排出量

1) 基準排出量に含まれる GX-ETS 制度対象事業者の Scope 1 排出量の算定方法

原則として、基準排出量に含まれる GX-ETS 制度対象事業者の Scope 1 排出量は、下記 (ア) の方法により算定するものとする。ただし、同方法による算定が困難な場合は、(イ) の方法により算定することができる。

(ア) 基準排出量に含まれる GX-ETS 制度対象事業者の Scope 1 排出量が把握できる場合

C&T 制度における基準排出量は、原則として「連続する 3 年度分の年間排出量の平均値」または「排出標準原単位」により算出する（詳細は「特定温室効果ガス算定ガイドライン」を参照）。このうち、「連続する 3 年度分の年間排出量の平均値」によって基準排出量を算定しており、かつ基準年度以降に使用実態の変更がない事業所については、算定期間に遡って GX-ETS 制度対象事業者の Scope 1 排出量を把握することが可能である。この場合、原則把握した Scope 1 排出量を、基準排出量に含まれる GX-ETS 制度対象事業者の Scope 1 排出量として用いるものとする。

(イ) 基準排出量に含まれる GX-ETS 制度対象事業者の Scope 1 排出量が把握できない場合

以下に該当する事業所は、(ア) の方法による算定を行うことができない。

- 基準排出量を「排出標準原単位」により算出している場合
- 「連続する 3 年度分の年間排出量の平均値」で基準排出量を算出しているが、後に基準排出量変更申請を行い、「排出標準原単位」を用いて変更量を算定している場合
- その他、(ア) の方法による算定が困難であると認められる場合

これらの事業所等については、基準排出量に含まれる GX-ETS 制度対象事業者の Scope 1 排出量を、次の方法で算定する。

- ① GX-ETS 制度対象事業者の Scope 1 排出量（「2) 年度排出量に含まれる GX-ETS 制度対象事業者の Scope 1 排出量の算定方法」に基づき算定したもの）を算定する。
- ② 上記排出量が事業所全体の排出量に占める割合を算定する。
- ③ その割合に相当する排出量を、基準排出量から差し引く。

なお、この方法により算定する場合、義務履行に用いる基準排出量は年度ごとに変動することとなる点に留意するものとする。

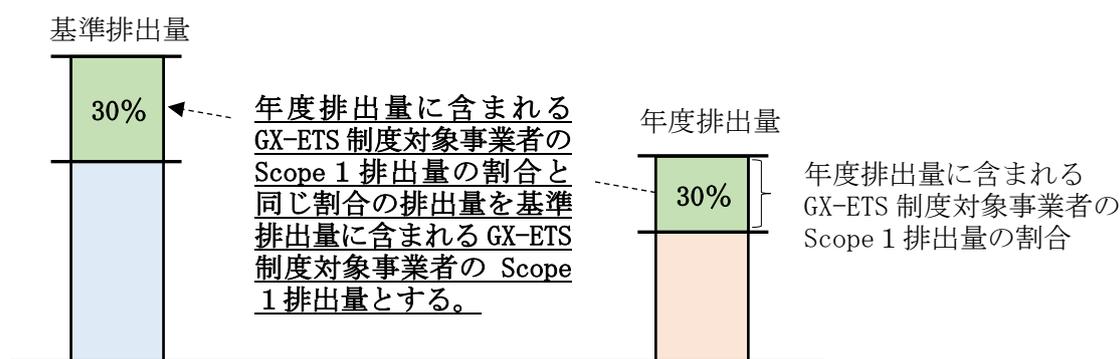
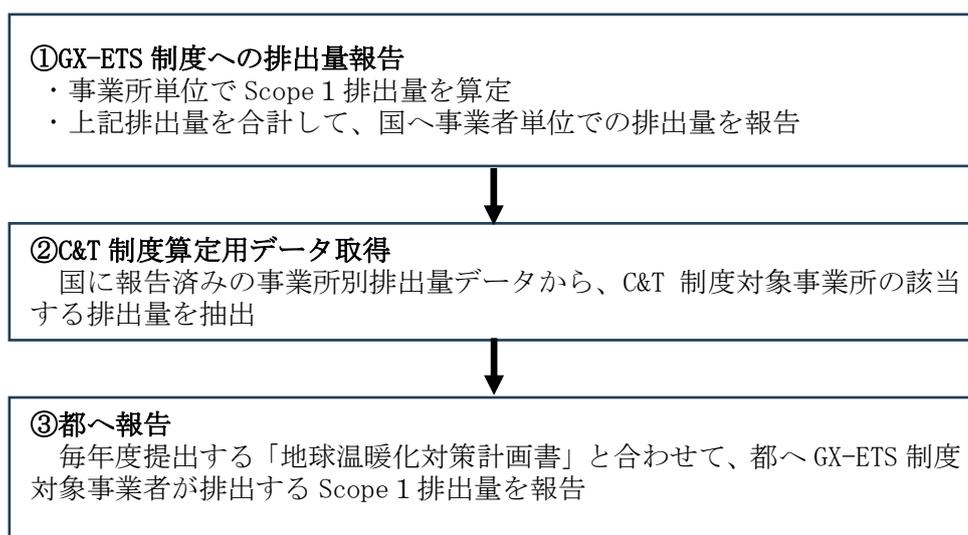


図 基準排出量に含まれる GX-ETS 制度対象事業者の Scope 1 排出量が把握できない場合の算定イメージ図

2) 年度排出量に含まれる GX-ETS 制度対象事業者の Scope 1 排出量の算定方法

C&T 制度の対象事業所における毎年度の特定温室効果ガス排出量の算定は実施し、合わせて当該事業所の特定温室効果ガス排出量に含まれる GX-ETS 制度対象事業者が排出する Scope 1 排出量を別途報告することとする。

GX-ETS 制度対象事業者が排出する Scope 1 排出量の算定方法は、重複計算や報告負担の軽減を図るため、GX-ETS 制度における排出量算定方法を準用し、国への報告時点で確定した排出量データを C&T 制度での算定に使用することとする。なお、GX-ETS 制度における排出量算定の方法が変更された場合は、C&T 制度においても当該変更に応じた算定を行うものとする。



3. 特定地球温暖化対策事業所の要件について

特定地球温暖化対策事業所の指定要件は、事業活動において使用する燃料、電気および熱の原油換

算エネルギー使用量が1,500kL以上となる年度が3年度連続する場合とされている。C&T 制度において削減義務の対象とする燃料種等は、特定地球温暖化対策事業所の指定要件に用いる原油換算エネルギー使用量の算定対象と整合している。したがって、GX-ETS 制度における義務対象排出量を都制度の削減義務対象から除外することを踏まえると、その算定基礎となる原油換算エネルギー使用量についても除外することが、制度として一貫性のある取扱いであると判断できる。

このため、特定地球温暖化対策事業所の指定要件に用いる原油換算エネルギー使用量の算定にあたっては、GX-ETS 制度対象事業者の Scope 1 排出量に係るエネルギー使用量を除外するものとする。そのうえで、原油換算エネルギー使用量が3年度連続で1,500kL以上となる事業所において、GX-ETS 制度対象事業者の Scope 1 排出量に係るエネルギー使用量を除外することにより、原油換算エネルギー使用量が3年度連続1,500kL未滿となる場合、当該事業所を特定地球温暖化対策事業所に指定せずに、「指定相当地球温暖化対策事業所」に指定し、事業所全体の排出量を削減義務の対象外とする。

一方で、除外後の原油換算エネルギー使用量が3年度連続で1,500kL未滿とならない場合は、通常どおり特定地球温暖化対策事業所として指定する。

なお、指定地球温暖化対策事業所の指定時における原油換算エネルギー使用量の算定は、削減義務の履行に直接関係しないため、現行制度の算定方法を継続して適用するものとする。

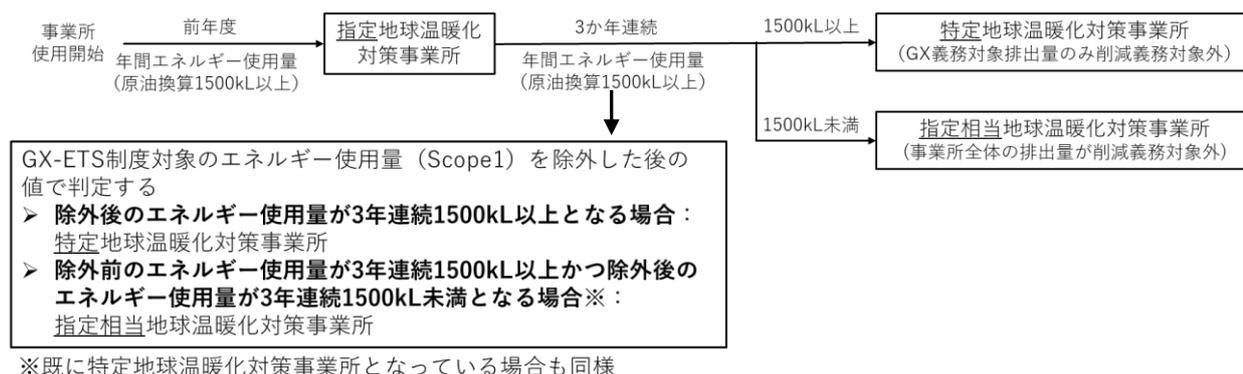


図 削減義務対象事業所の判定のフロー

以下に、事業所の指定状況に応じた特定地球温暖化対策事業所の要件の判断方法を示す。

(1) 指定地球温暖化対策事業所の場合

令和8年度(2026年度)4月時点で指定地球温暖化対策事業所である事業所(すなわち、令和9年度(2027年度)以降に、令和8年度(2026年度)以降の実績を用いて特定地球温暖化対策事業所の要件を確認する事業所)については、特定地球温暖化対策事業所の要件判断に用いる連続する3カ年度の原油換算エネルギー使用量からGX-ETS制度対象事業者のScope 1排出量に係るエネルギー使用量を除外して算定するものとする。

この結果、除外後の原油換算エネルギー使用量が3年度連続して1,500kL未滿となる場合は、当該

事業所を「指定相当地球温暖化対策事業所」に指定する。

一方で、除外後の原油換算エネルギー使用量が3年度連続して1,500kL未満とならない場合は、通常どおり特定地球温暖化対策事業所として指定する。

なお、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）の3カ年度及び令和7年度（2025年度）から令和9年度（2027年度）の3カ年度で特定地球温暖化対策事業所の要件判断をする事業所に限り、遡ってGX-ETS制度対象事業者のScope 1排出量に係るエネルギー使用量を除外できるものとする。

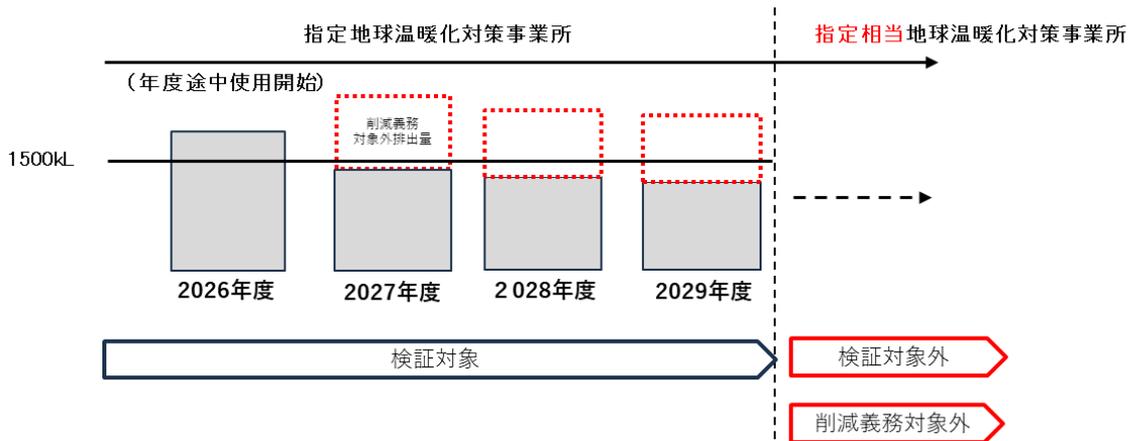


図 指定相当地球温暖化対策事業所に指定される場合の例

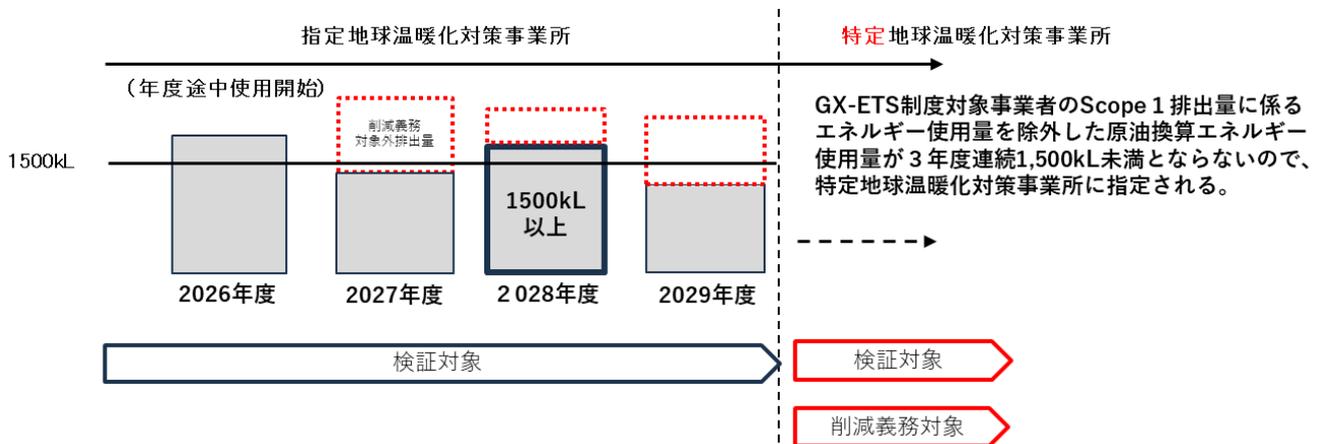


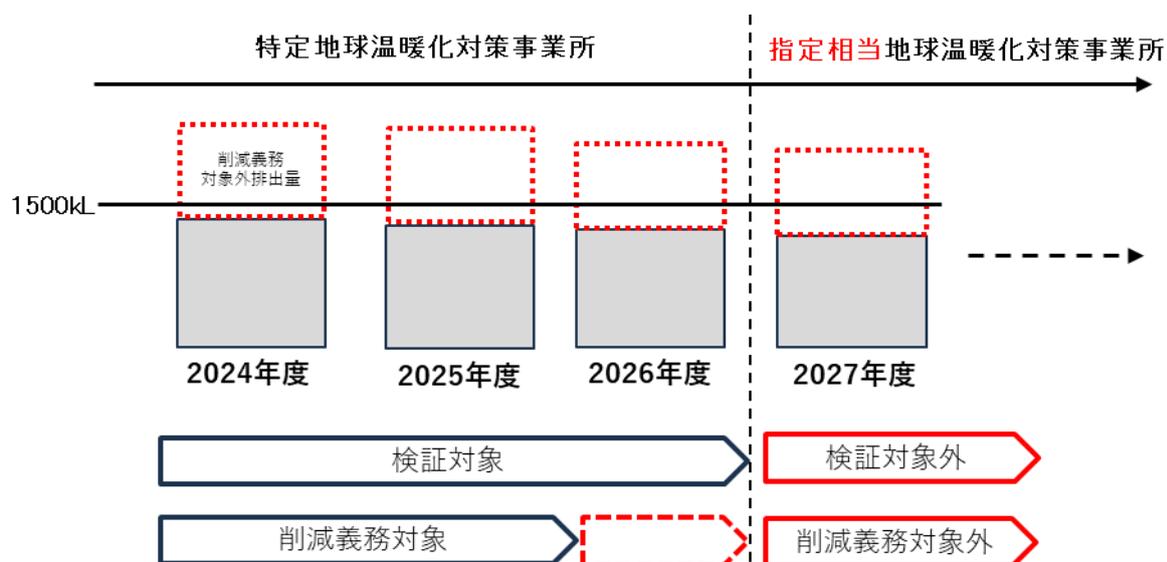
図 指定相当地球温暖化対策事業所に指定されない場合の例

(2) 特定地球温暖化対策事業所の場合

令和8年度（2026年度）4月時点で特定地球温暖化対策事業所である事業所については、GX-ETS制度対象事業者のScope 1排出量に係るエネルギー使用量を除外して算定した原油換算エネルギー使用量が、3年度連続して1,500kL未満となった時点で、当該事業所を「指定相当地球温暖化対策事

業所」に指定する。このため、除外後の原油換算エネルギー使用量が3年度連続して1,500kL未滿と
ならない場合は、特定地球温暖化対策事業所の指定を継続するものとする。

なお、令和6年度（2024年度）及び令和7年度（2025年度）は本ガイドラインの適用範囲外であ
るが、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）の3カ年度、または令和7年度（2025
年度）から令和9年度（2027年度）の3カ年度において、除外後の原油換算エネルギー使用量が
1,500kL未滿となる場合は、「指定相当地球温暖化対策事業所」に指定するものとする。



※2026年度から義務対象外とできる（赤点線箇所）

図 指定相当地球温暖化対策事業所に指定される場合の例

（3） 指定相当地球温暖化対策事業所となる場合の留意事項

（1） および（2）に示したとおり、GX-ETS 制度対象事業者の Scope 1 排出量に係るエネルギー
使用量を除外することにより「指定相当地球温暖化対策事業所」となる事業所は、形式上は特定地
球温暖化対策事業所の要件を満たすものの、C&T 制度においては削減義務の対象外となる。

このような事業所については、GX-ETS 制度対象事業者として Scope 1 排出量の削減が引き続き
求められることから、毎年度提出する地球温暖化対策計画書において、専用の報告様式を用い、
Scope 1 排出量および電気・熱の使用に伴う排出量（以下、「Scope 2」という。）それぞれの削減方
針、取組内容、取組実績等を記載し、都へ報告する必要がある。

4. 具体的な手続き

(1) GX-ETS 制度対象排出量の報告及び原油換算エネルギー使用量の確認方法

1) 法対象直接排出量確認書の提出

GX-ETS 制度対象事業者の Scope 1 排出量が事業所の排出量に含まれている場合は、毎年度、都に報告する「地球温暖化対策計画書」と併せて、「法対象直接排出量確認書」（別紙 1 参照）を提出すること。

また、上記の Scope 1 排出量および原油換算エネルギー使用量（除外後）について、算定値の妥当性を都が確認できるよう、算定に用いた根拠資料を併せて提出すること。

なお、GX-ETS 制度対象事業者の Scope 1 排出量は、原則として GX-ETS 制度における算定方法に準拠し、国に報告した排出量を用いることとする。ただし、国に報告した排出量が把握できない場合は、事業所において同算定方法に基づき算出した値を用いることができる。

2) GX-ETS 制度対象排出量の検証について

GX-ETS 制度対象事業者の Scope 1 排出量は、GX-ETS 制度の登録確認機関により排出量の妥当性が確認されている。このため、C&T 制度において実施される当該排出量に関する燃料等使用量や排出係数等の検証機関による検証を省略することができる。

(2) 指定相当地球温暖化対策事業所の指定等の手続き

1) 指定相当地球温暖化対策事業所の指定について

(ア) 指定地球温暖化対策事業所の場合

指定相当地球温暖化対策事業所の要件（GX-ETS 制度対象事業者の Scope1 排出量に係るエネルギー使用量を除外して算定した原油換算エネルギー使用量が、3 年度連続して 1,500kL 未満となる。）に該当した指定地球温暖化対策事業所は、その要件に該当する年度の翌年度 9 月末までに「指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書（以下「廃止等届出書」という。）」を提出する。この廃止等届出書に基づき、指定を取り消され、同時に指定相当地球温暖化対策事業所に該当する。

廃止等届出書の提出期限は毎年度 9 月末であり、例えば、令和 6 年度（2024 年度）から令和 8 年度（2026 年度）の 3 ヶ年度実績で指定相当地球温暖化対策事業所の要件に該当する場合については、令和 9 年度（2027 年度）9 月末までとなる。

なお、要件を満たした事業所が希望すれば削減義務対象外となるのではなく、要件を満たせば希望の有無にかかわらず廃止等届出書の提出対象（削減義務の対象外）となることに注意が必要である。

廃止等届出書は、(1) で示した法対象直接排出量確認書を添えて提出する。

(イ) 特定地球温暖化対策事業所の場合

指定相当地球温暖化対策事業所の要件に該当した特定地球温暖化対策事業所は、1) に示した方法と同様に、廃止等届出書を提出し、指定相当地球温暖化対策事業所となる。

特定地球温暖化対策事業所は、指定地球温暖化対策事業所と違い、削減義務対象となっているため、廃止等届出書において事業者が選択した削減義務期間における義務履行を確認した後に、指定を取り消され、削減義務対象外となる。同時に指定相当地球温暖化対策事業所に該当する。

2) 指定相当地球温暖化対策事業所に該当した翌年度以降の確認について

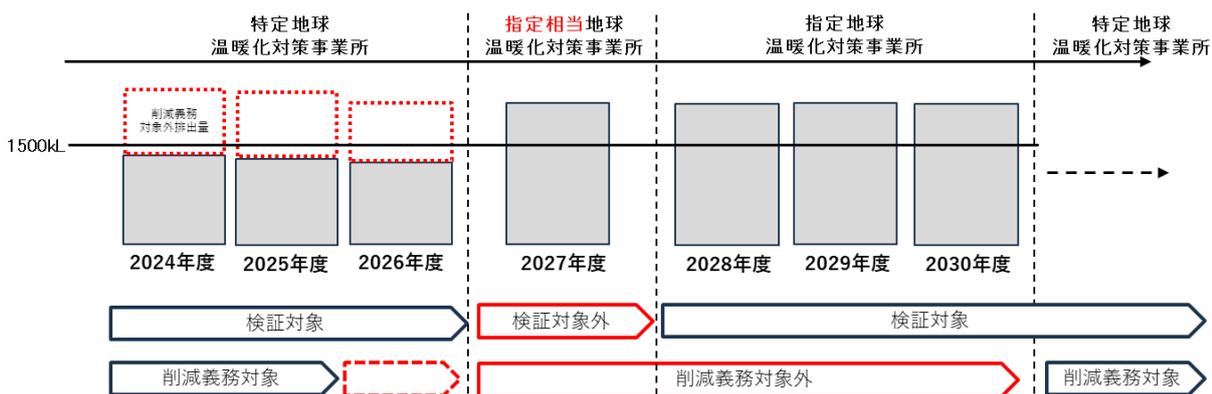
(ア) 毎年度の確認について

指定相当地球温暖化対策事業所に該当した事業所は、翌年度以降、毎年度 11 月末までに「指定相当地球温暖化対策計画書」を提出する。また、特定テナント等相当事業者がいる場合には「特定テナント等相当地球温暖化対策計画書」を併せて提出する。

該当以降も毎年度、指定相当地球温暖化対策事業所の要件（GX-ETS 制度対象事業者の Scope 1 排出量に係るエネルギー使用量を除外して算定した原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 未満となる。）の確認が必要なため、指定相当地球温暖化対策計画書には、法対象直接排出量確認書を毎年度添付する。

(イ) 指定相当地球温暖化対策事業所の要件を満たさなくなった場合の手続きについて

指定相当地球温暖化対策事業所の要件を満たさなくなった場合は、改めて指定地球温暖化対策事業所となり、さらに要件を満たさなくなった年度から起算して 3 年連続で原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 以上となった場合には特定地球温暖化対策事業所（削減義務対象）となる。例えば、指定相当地球温暖化対策事業所の令和 9 年度（2027 年度）、令和 10 年度（2028 年度）および令和 11 年度（2029 年度）の全ての年度において原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 以上となった場合、当該事業所は令和 10 年度（2028 年度）（要件非該当の翌年度）から指定地球温暖化対策事業所となり、令和 13 年度（2031 年度）からは特定地球温暖化対策事業所として削減義務の対象となる。



※2027 年度から GX-ETS 制度対象事業者が事業所に存在しない場合を想定

2026 年度から義務対象外とできる（赤点線個所）

図 特定地球温暖化対策事業所に戻る場合の例

3) 指定相当地球温暖化対策事業所の廃止等の場合

指定地球温暖化対策事業所と同様に、事業所の廃止若しくはその全部の休止又は原油換算エネルギー使用量（GX-ETS 制度対象事業者の Scope 1 排出量に係るエネルギー使用量を除外しない量）が前年度 1,000kL 未満若しくは 3 年連続で 1,500kL 未満となった場合には、原則翌年度から指定相当地球温暖化対策計画書提出の必要はなく、廃止又はその全部の休止の場合は 30 日以内に、規模縮小の場合は 9 月末までに指定相当地球温暖化対策事業所廃止等届出書を提出する。

(3) 削減義務の履行における対応

GX-ETS 制度対象事業者の Scope 1 排出量が事業所の排出量に含まれている事業所（指定相当地球温暖化対策事業所は除く。）の削減義務の履行については、毎年度提出する法対象直接排出量確認書に記載の情報をもとに、「2(2) C&T 制度における削減義務履行の考え方」に示す方法で削減義務の履行状況を確認する。

削減義務の履行状況については、都が公表する「総量削減義務と排出量取引システム」で自動的に計算するため、削減義務の履行の可否を把握する際には、個別に対応する必要はない。計画期間終了時または廃止等届出書を提出した際に、削減義務に対して不足削減量が存在する場合は、排出量取引等で削減義務を履行する必要がある。

以上

法 対 象 直 接 排 出 量 確 認 書

事業所の名称		指定番号	
--------	--	------	--

1. 法対象直接排出量

算定年度		年度	
事業所全体の排出量		t-CO2	法対象直接排出量 ^{※1}
事業所全体の排出量に占める 法対象直接排出量の割合		%	法対象直接排出量を除外 した事業所全体の排出量 ^{※2}

※1法対象直接排出量の算定内容が確認できる根拠資料を別途ご提出ください。

2. 法対象直接排出量を除く基準排出量の算定

基準排出量		t-CO2	
法対象直接排出量を除く基準 排出量の算定方法		実績値で除外する方法	事業所全体の排出量に占めるGX対象排出量の 割合で除外する方法

(ア) 実績値で除外する方法

基準排出量に占める 法対象直接排出量 ^{※1}		t-CO2	法対象直接排出量を除外 した基準排出量
-------------------------------------	--	-------	------------------------

※1法対象直接排出量の算定内容が確認できる根拠資料を別途ご提出ください。

(イ) 事業所全体の排出量に占める法対象直接排出量の割合で除外する方法

法対象直接排出量を除外 した基準排出量 ^{※2}		t-CO2	
--------------------------------------	--	-------	--

※1：法対象直接排出量の算定内容が確認できる根拠資料を別途ご提出ください。

※2：算定した排出量は地球温暖化対策計画書「その8の2シート」へ転記してください。

3. 指定相当地球温暖化対策事業所の要件確認

GX対象燃料（法対象直接排出に伴う燃料）の原油換算エネルギー使用量を除外する前の原油換算エネルギー使用量が3年連続1500kL以上かつ除外後のエネルギー使用量が3年連続1500kL未満となる場合、「指定相当地球温暖化対策事業所」となりますので、廃止の手続きが必要となる可能性があります。

すでに「指定相当地球温暖化対策事業所」である場合は、除外後のエネルギー使用量が1500kL以上である場合、「指定地球温暖化対策事業所」となりますので、「指定にかかる確認書1」を都へ提出してください。

		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
事業所全体の原油換算エネルギー使用量	kL						
GX対象燃料の原油換算エネルギー使用量 ^{※3}	kL						
差	kL	0	0	0	0	0	0

※3：GX対象燃料の原油換算エネルギー使用量の算定内容が確認できる根拠資料を別途ご提出ください。

(日本産業規格 A 列 4 番)